

# 「(仮) 北海道いぶり de ワークーション」 冊子等作成委託業務 企画提案指示書

## 1 業務名

「(仮) 北海道いぶり de ワークーション」 冊子等作成委託業務

## 2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、密を避けた地方暮らしが注目されており、働き方についてもテレワークが推奨されるなど見直しが行われている。こうした中、新たな働き方として仕事をしながら余暇を楽しむ「ワークーション」が広がりつつあるため、気候がよく温泉やアクティビティなどの観光素材が豊富な「いぶり」地域でのワークーションを誘致するため、冊子等を作成しプロモーションを実施する。

## 3 業務の内容

別紙仕様書による冊子「(仮) 北海道いぶり de ワークーション」及び概要版を作成し、成果品を委託者に提出し、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、これを委託者に移転する。

また、掲載写真については本冊子等の他、胆振総合振興局等が「いぶりのPR」に使用する許諾確認を受託者において行うこと。

## 4 成果品

(1) 別記様式の実績報告書

(2) 冊子及び概要版の構成内容を格納した電子媒体 (CD-ROM等) 1部

ア 冊子及び概要版データ (PDF形式 (全体通しデータ及び3MB以内にページ分割したもの) 及びIllustrator形式)

イ 掲載記事 (文字データのテキストファイル、Word形式)

ウ 掲載写真等 (冊子に掲載されなかった写真も含め当該委託業務上撮影又は入手した全ての写真、jpeg形式又はpng形式)

(3) 「(仮) 北海道いぶり de ワークーション」 冊子1,000部及び概要版3,000部、見本品各2部

## 5 委託期間

委託契約締結日から令和3年11月15日 (月) まで

## 6 予算上限額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2,100千円

## 7 参加表明書の提出

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次により参加表明書及び添付書類を提出すること。

(1) 作成方法 「(仮) 北海道いぶり de ワークーション」 冊子等作成委託業務参加表明書作成要領のとおり。

(2) 提出部数 1部

(3) 提出場所 下記12に掲げる場所

(4) 提出期限 令和3年5月14日 (金) 午後5時まで (必着)

(5) 提出方法 持参又は郵送 (書留 (簡易書留を含む。)) に限る。)

(6) その他 提出された書類等は返却しない。

## 8 企画提案書の作成及び提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 作成方法 「(仮) 北海道いぶり de ワークーション」 冊子等作成委託業務 企画提案書 記載留意事項を参照のこと。

- (2) 提出部数 6部  
事業者名は1部のみ記入し、残りの5部には、事業者名は記載しないこと。  
文中にも記載しないよう留意すること。
- (3) 提出場所 下記12に掲げる場所
- (4) 提出期限 令和3年5月31日(月)午後5時まで(必着)
- (5) 提出方法 持参又は郵送(書留(簡易書留を含む。))に限る。
- (6) 留意事項
- ア 文章を補完するために、イラストや図表などを使用しても構わない。ただし、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないこと。
  - イ 企画提案の内容については、他からの転載を禁じる。
  - ウ 提案内容は、全て企画提案書に記載すること。別添となるパンフレットや補充資料、図面等は受理しない。
  - エ 企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。
  - オ 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできない。
- (7) その他
- ア 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
  - イ 企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
  - ウ 企画提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
  - エ 企画提案者がヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
  - オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
  - カ 選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した事業者に限り返却する。

## 9 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

なお、プロポーザル審査会の日時、場所等については、別途通知する。

- (1) 業務遂行能力、事業実施の具体性
- ア 企画提案全体をとおして、提案内容が業務の目的を踏まえたものであり、これまでの事業実績等から、本業務を着実に遂行することが期待できるか。
  - イ 業務を遂行する上で、必要な経験・知識を有し、執行体制が整っているか。
  - ウ 業務スケジュールは妥当なものであるか。
  - エ 取材の効率化が図られ、積算が適切であるか。
- (2) 企画提案内容
- ア 業務の目的及び内容を踏まえた考え方となっているか。
  - イ 提案者の高度の専門性・技術が活かされているなど業務への意欲が見られるか
  - ウ 仕事の質を高める地域の魅力や体験プログラム等、胆振らしい新たな働き方の実現に向けて訴求力のある文章にするための取材が期待できるか。
  - エ 効果的な写真を撮影するための工夫が期待できるか。
  - オ 読者にとって解りやすく、かつ、ワーケーションのイメージが伝わるような訴求力のある文章、撮影及び編集が期待できるか。
  - カ 冊子名、表紙、構成などの面から、読者に対する訴求力が期待できるか。
  - キ 仕様書の内容の他に、本業務の効果を向上させる独自の提案がなされているか。

## 10 プロポーザル審査会での選定方法

企画提案者から企画内容、考え方等のヒアリングを行い、企画提案の審査基準に従った採点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、プロポーザル審査会において、事前に企画提案書の内容の審査及び評価を行い、ヒアリング審査を実施する者として、当該業務の内容に適すると認

められる概ね5者程度を選定する。

#### 1.1 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。  
なお、契約については、次の事項を基本とする。

##### (1) 契約書・仕様書等の作成

選定された企画提案の内容について、選定された者と担当課等の間で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を行うことがある。

##### (2) 随意契約

見積もりを徴する随意契約を行い、道が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。

##### (3) 契約保証金

契約金額の百分の十以上とするが、免除する場合がある。

##### (4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

##### (5) 知的財産等の取扱い

委託業務により生じた著作権その他の権利は、すべて北海道に帰属するものとする。

#### 1.2 問い合わせ先及び企画提案書等の提出先

北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課地域振興係（担当：合田）

〒051-8558

北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階

TEL：0143-24-9568（直通）

FAX：0143-22-5170

E-mail：iburi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp

## 仕様書

### 1 冊子及び概要版名

「(仮) 北海道いぶりdeワーケーション」としているが、提案内容を踏まえ別途協議する

### 2 冊子及び概要版の内容

#### (1) 作成部数

- ア) 冊子 1, 000部
- イ) 概要版 3, 000部

#### (2) 仕上寸法

- ア) 冊子 日本工業規格A列4番とする。
- イ) 概要版 日本工業規格A列4番とする。(折り加工後の寸法も同様とする。)

#### (3) 印刷方法

平版印刷とする

#### (4) 印刷版色

フルカラー(4色)とする。

#### (5) 総ページ数

##### ア) 冊子

表紙・裏表紙を含めて28ページ程度とする。

編集・デザインの結果上記ページ数を超える必要がある場合は委託金額の範囲内で提案すること。

##### イ) 概要版

両面刷りとし、2~4ページ程度とする。

折り加工も可能であり、編集・デザインの結果上記ページ数を超える必要がある場合は委託金額の範囲内で提案すること。

#### (6) 納入期日

- ア) 冊子について：令和3年11月15日(金)
- イ) 概要版について：令和3年9月30日(木)

#### (7) 掲載内容

##### ア) 冊子

##### ①表紙・裏表紙

写真を効果的に使用した訴求力あるデザインとすること

##### ②胆振管内全体マップ及び目次

委託者が保有するデータを活用して作成することも可能とする

##### ③滞在施設の掲載

公共施設やホテルなど管内で使用できる滞在施設を掲載

##### ④観光地等の掲載

管内の温泉や観光地、アクティビティの掲載

##### ⑤グルメ情報の掲載

管内の飲食店など「胆振の食」を掲載

##### ⑥モデルプランの掲載

- ・滞在施設タイプ別、個人と家族の滞在人数別などのプラン
- ・西胆振、東胆振のプラン

##### ⑦管内市町の紹介

- ・管内市町の紹介とワンストップ窓口の掲載
- ・各市町のワーケーション受入に関する支援の掲載

##### ⑧アクセスマップ、胆振の気候の掲載

地図やグラフで掲載。委託者が保有するデータを活用して作成することも可能とする

##### イ) 概要版

一目で「(仮) 北海道いぶりdeワーケーション」がわかるデザインとし、主な滞在施設、観光

地と連絡先等を掲載すること。

(8) その他

ア) 取材、撮影等を通じて、ワーケーションでの活用に適した施設や観光・アクティビティ等の情報を収集し、掲載内容に反映すること。

イ) 写真を効果的に活用して、ワーケーションのイメージが伝わるような訴求力のある内容とすること。

3 留意事項

(1) 受託者は、契約締結後、委託者と協議のうえ、冊子等の掲載内容を決定することとする。

(2) 受託者は随時、業務の進捗状況について委託者に報告することとし、冊子制作を進める際には都度、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。

(3) 本件業務において、効率的に作業を進めるため、本誌が保有する既存資料及び撮影資料等については、都度、協議確認を取りながら有効活用を図るものとする。

(4) 業務履行に当たり疑義が生じた場合や、明示のない事項については、双方協議の上決定することとする。